指定申請に必要な書類と記載方法 (介護老人福祉施設)

千葉県健康福祉部 高齢者福祉課 指定申請に必要な書類と記載方法(介護老人福祉施設)

申請に必要な書類

- ・指定(許可)申請書 千葉県が定めた指定申請の共通様式です。この書類は介護保険指定事業の全事 (様式第一号(一)) 業の共通様式になります。
- ・ 付表第一号(十五) 介護老人福祉施設用の様式です。
- ・ 添付書類一覧及び添付書類

添付書類は下表を参考にして作成してください。

番号	添 付 書 類	説 明
1	申請者(開設者)の登記 事項証明書又は条例等	・ 介護保険に関する事業を実施する旨の記載のある履歴事項全部 証明書若しくは現在事項全部証明書。条例については、公報の 写し。
2	特別養護老人ホームの認 可証等の写し	・ 特別養護老人ホームの認可証等の写
3	従業者の勤務体制及び 勤務形態一覧表 (標準様式1)	 ・管理者及び従業者全員の、毎日の勤務すべき時間数(4週間分)を記載してください。 ・職種の分類は、次のとおりです。 (管理者/医師/生活相談員/看護職員/介護職員/(管理)栄養士/機能訓練指導員/介護支援専門員) ・夜勤を行う職員の配置状況がわかるように記入してください。 ・資格が必要な職種は、資格証等の写しを添付してください。
4	平面図 (標準様式3)	 事業所の平面図(各室の用途・面積・各居室の定員・廊下幅を明示した、A4版又はA3版のもの) 設備基準に係るものの写真を添付してください。なお、写真は、下記5「設備・備品等一覧表」に記載されている内容が確認できるように撮影してください。 併設施設を有するときは、当該施設の平面図を含めてください。
5	設備・備品等一覧表 (標準様式4)	・事業に係る設備について記載してください。
6	併設する施設の概要	・施設を併設する場合、その施設の種類、定員及び従業者について記載したものを添付してください。

7	施設の共用の場合の利用計画	施設の設備を他の事業所(施設)と共用する場合、それぞれの 専用部分及び共用部分を平面図に色分け表示してください。
8	運営規程	・次の内容について、具体的かつわかりやすく定めてください。 1 施設の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務内容 3 入所定員 4 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 5 施設の利用に当たっての留意事項 6 緊急時等における対応方法 7 非常災害対策 8 虐待の防止のための措置に関する事項 9 その他運営に関する重要事項 ・利用料その他の費用の額については、料金表を添付するなど、具体的に定めてください。
9	利用者からの苦情を処理 するために講ずる措置の 概要 (標準様式5)	 次の事項について、具体的かつわかりやすく記載してください。 1 利用者等からの相談又は苦情等に対応する 常設の窓口(連絡先)・担当者の設置 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理 体制・手順 3 その他参考事項
1 0	協力医療機関との契約の 内容	・ 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に連絡を行 う協力医療機関(協力歯科医療機関を定めている場合はその歯 科医療機関)と締結した契約書の写し
1 1	誓約書 (標準様式6)	・法第86条第2項各号に該当しないことを誓約する書面。
1 2	介護支援専門員一覧 (標準様式7)	・介護支援専門員の氏名及び登録番号(8桁のもの)を記入してください。

[※]書類は特段の定めがない限り、原則として日本産業規格A4型とします。